府　令

○内閣府令第二十九号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　内閣総理大臣　菅　**直人**

信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七条第一項第十二号において同じ。）にあっては、当初信託元本額

第三十七条第一項に次の一号を加える。

十二　信託契約締結の時において、特定寄附信託の要件を満たす信託契約にあっては、計算期間中における信託財産からの寄附金額、寄附先の名称及び寄附年月日

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十二号において同じ。）にあっては、当初信託元本額

第十九条第一項に次の一号を加える。

十二　信託契約締結の時において、特定寄附信託の要件を満たす信託契約にあっては、計算期間中における信託財産からの寄附金額、寄附先の名称及び寄附年月日

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　内閣総理大臣　菅　**直人**

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の二」を「第五十八条」に改める。

第八条第七項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「この項において「出資者等」を「「譲渡会社等」に、「出資者等の」を「譲渡会社等の」に改める。

第八条の九第二号中「出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。）」を「譲渡会社等」に改める。

附則第三項中「連結会計年度（」を「事業年度（」に、「当連結会計年度」を「当事業年度」に、「前連結会計年度」を「前事業年度」に、「連結財務諸表（」を「財務諸表（」に、「前連結財務諸表」を「前財務諸表」に、「当連結財務諸表」を「当財務諸表」に、「最近連結会計年度」を「最近事業年度」に、「連結財務諸表として」を「財務諸表として」に改め、附則第四項中「前連結財務諸表」を「前財務諸表」に、「第八条の三」を「第六条」に、「当連結財務諸表」を「当財務諸表」に改める。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第二章第三節中第四十一条の次に次の一条を加える。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十一条の二　連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。）が有するノンリコース債務（当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をいう。以下この条において同じ。）については、社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を示す名称を付した科目をもって流動負債又は固定負債に掲記しなければならない。ただし、ノンリコース債務を社債又は借入金その他の負債を示す科目（ノンリコース債務を示す名称を付した科目を除く。）に含めて掲記することを妨げない。

2　前項ただし書の規定により掲記する場合には、社債又は借入金その他の負債を示す科目ごとにノンリコース債務の金額を注記しなければならない。

3　ノンリコース債務に対応する資産については、当該資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

様式第九号記載上の注意11に次のように加える。

ただし、社債がノンリコース債務に該当する場合には別に注記すること。

様式第九号記載上の注意中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9．特別目的会社（財務諸表等規則第8条第7項に規定する特別目的会社をいう。）の発行している社債がノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。12において同じ。）に該当する場合には、欄外にその旨を記載すること。

様式第十号記載上の注意1中「第6号において」を「以下」に改め、同記載上の注意1に次のように加える。

ただし、ノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

様式第十号記載上の注意6に次のように加える。

ただし、ノンリコース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

第二章第三節中第四十三条の次に次の一条を加える。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十三条の二　連結財務諸表規則第四十一条の二の規定は、連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。）が有するノンリコース債務（連結財務諸表規則第四十一条の二第一項に規定するノンリコース債務をいう。）及び当該ノンリコース債務に対応する資産について準用する。